

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	川口市 国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和8年8月18日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を行う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という。)からの資格の取得、喪失、氏名変更、住所変更等に関する届出の受理 ②被保険者記録の訂正に関する届出の受理 ③付加保険料に関する申出の受理 ④基礎年金番号通知書の再交付申請の受理 ⑤被保険者からの国民年金保険料免除、納付猶予、学生納付特例に関する申請の受理 ⑥法定免除に関する届出の受理 ⑦老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金等の請求の受理 ⑧年金生活者支援給付金の請求の受理 ⑨受理した届出等の日本年金機構への報告
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	1. 届出情報の登録・修正機能 被保険者からの届出により資格取得／喪失処理や付加加入／脱退処理を行う。 また、登録内容に変更があった場合に修正を行う。 2. 被保険者情報の照会機能 登録されている被保険者の資格得喪、住民記録、住民税等の各種情報を照会する。 3. 日本年金機構への帳票の作成 端末にて登録された各種届書情報及び住民記録異動情報をもとに、日本年金機構への帳票を作成する。 4. 保険料免除(納付特例、納付猶予)申請に係る申請書作成機能 保険料免除審査に必要な受付情報の登録及び所得情報を印字した申請書を作成する。 5. 所得情報提供依頼に係る機能 日本年金機構より依頼される継続免除審査対象者、および未納者対策対象者に対する所得情報提供依頼情報に対して対象者の所得情報を提供する。 6. 裁定請求受付処理 裁定請求者からの届出により、裁定請求情報の受付処理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム2	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正する機能 3. 住民基本台帳の削除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を削除する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7. 住基ネットとの連携機能 国、県、他自治体と住基ネットを介し連携する機能 8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能 9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能 10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 〇 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (証明書コンビニ交付システム、中間サーバ)
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能 2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能 3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能 4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能 5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (個別業務システム)

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能 2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバ ）
システム5	
①システムの名称	住登外管理システム
②システムの機能	1. 宛名情報更新機能 住登外者（転出者、死亡者等も含む）及び法人における宛名情報を更新する機能 2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者（転出者、死亡者等も含む）及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能 3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能 4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能 5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム6	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 当初課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能 2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能 3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能 4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能 5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行(証明書コンビニ交付システムと連携し、課税証明書をコンビニで発行することを含む。)を行う機能 6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能 7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能 8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (収納管理システム、証明書コンビニ交付システム)
システム7	
①システムの名称	社会保険オンラインシステム
②システムの機能	日本年金機構から貸与を受け、年金記録に関する相談業務のため、国民年金被保険者の年金記録を確認する。操作者は事前に登録書を年金事務所に提出し、個々に割振られるIDパスワード及び生体認証によって操作が可能となる。年金記録の確認には基礎年金番号または個人番号を用いる。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (管轄年金事務所のターミナルコントローラ)

3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 ・別表46項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表116項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表128項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2・59条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 市民生活部 国民年金課
②所属長の役職名	国民年金課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民年金情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	・被保険者または受給権者及びその世帯員 ・過去に本市で住民登録をしていた被保険者または受給権者及びその世帯員であった者	
その必要性	国民年金法に基づく届出、申請の受理、および、番号法別表に基づく厚生労働省からの照会回答に正確かつ迅速に対応する必要があるため。	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報:個人を正確に特定するため ・5情報、連絡先、その他住民票関係情報:個人特定において届出処理の際、住所確認、本人への連絡真正性を確認するため ・地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報:日本年金機構が行う保険料免除の審査及び各種給付の審査のため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年4月1日	
⑥事務担当部署	国民年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (生活福祉1課・生活福祉2課、市民課、市民税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (社会保険オンラインシステム)
③使用目的 ※		国民年金に関する事務の執行において各業務を効率的かつ的確に行い市民サービスの向上を図るため
④使用の主体	使用部署	国民年金課・芝支所・新郷支所・神根支所・安行支所・東川口駅前行政センター・鳩ヶ谷支所・川口駅前行政センター
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 資格の得喪 国民年金第1号被保険者への資格加入届、喪失届、国民年金高齢任意加入届、国民年金国外任意加入届、基礎年金番号通知書の再交付申請の受付において使用する。 2. 保険料の減免 国民年金第1号被保険者の学生及び生活保護受給者かの判断、国民年金保険料の免除申請、納付猶予申請、学生納付特例申請、法定免除申請の各受付にて使用する。 3. 給付の受付 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金及び特別障害給付金の給付申請(裁定請求)の受付で使用する。
情報の突合		・特定個人情報の正確性維持のために、住民記録情報から個人番号を連携すると共に、宛名番号による突合を行う。 ・所得情報の確認を目的として、地方税関係情報と申請情報を宛名番号を用いて突合を行う。
⑥使用開始日		平成29年4月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託しない] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [☐] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	・国民年金法第3条第3項、第109条の4、第109条の10 ・国民年金法施行令第1条の2 ・番号法第9条第1項 別表の46項、116項、128項
②提供先における用途	国民年金第1号被保険者の異動情報の確認・保険料免除、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求の審査・決定
③提供する情報	国民年金第1号被保険者の異動情報・保険料免除、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者または受給権者及びその世帯員 ・過去に本市で住民登録をしていた被保険者または受給権者及びその世帯員であった者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先1	川口市 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第1項第11号
②移転先における用途	住民票発行業務で国民年金の資格情報を行政欄に記載する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金法に基づいて国民年金(1号被保険者)に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	対象者の情報が日次で更新される都度

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	(保管) 生体認証を行なっている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要。 (消去) サーバ上のデータは、システム内で年に1度削除処理を実行する。 紙媒体は、文書管理規定で定められた保存年限を経過したものについて、焼却処分を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国民年金情報ファイル

<基本情報>

基礎年金番号 住民コード

氏名情報 通称 生年月日 性別 続柄 電話番号

世帯主情報 住民となった日 住民でなくなった日 現住所情報 転出先住所情報 転出月日

<資格情報>

基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得理由 喪失日 喪失理由

<付加情報>

基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報

<任意加入情報>

基礎年金番号 取得情報 喪失情報

<免除情報>

基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 送付日

<老齢裁定受付>

住民コード 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報

<障害裁定受付情報>

住民コード 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 診断書情報

<遺族裁定受付情報>

住民コード 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 請求者情報

<老齢福祉裁定受付情報>

住民コード 証書番号 裁定請求情報

<所得情報>

一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 控除対象者配偶者 障害者扶養数 特別障害者扶養数 年少扶養数

本人障害者区分 本人寡婦(夫)区分 本人勤労学生区分 公的年金収入 公的年金等雑所得 合計所得金額 控除の合計額 控除後の所得額

純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除 寡婦特例

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 ・日本年金機構からの入手（紙） 日本年金機構から送付される処理結果一覧等のデータは事務を遂行する上で必要なものの以外の情報を入手することはない。 ・申請・届出資料からの入手（紙） 申請・届出資料は、本人または本人の代理が記載して提出するものであり、当該本人の情報や必要な情報しか入手することができない。 ・住民記録システムからの連携による入手 システムにより担保することとし、目的以外の入手が行われないよう設計・構築し、目的以外の個人情報の入手をすることはない。 ・庁内連携による入手 システムにより担保することとし、目的以外の入手が行われないよう設計・構築し、目的以外の個人情報の入手をすることはない。 ・その他（窓口対応、電話対応、窓口申請など） 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
社会保険オンラインシステムによる入手 年金記録の照会には原則的には資格異動等の対象者の基礎年金番号または個人番号により照会するため、対象者の情報しか入手することはできない。	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・国民年金システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限する。 ・国民年金システムには、国民年金に関係のない情報を保有しない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・国民年金システムを利用する職員、派遣者、委託先にはパスワードによるユーザ認証を実施し、なりすましによる不正を防止する。人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。		
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動的にログアウトする仕組みを実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置くとともに、プライバシーフィルターにより画面の覗き見を防止する ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない			
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	データの秘密保持に関する事項 再委託の禁止又は制限に関する事項 情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項 事故発生時における報告義務に関する事項 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年9月5日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－4個人番号の利用－法令上の根拠		(追加) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2・59条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム6(個人住民税システム)－③他のシステムとの接続	[○] 宛名システム等 [] その他()	[] 宛名システム等 [○] その他(収納管理システム)	事後	収納管理システムは、宛名システム「等」に含めて考えていたが、わかりやすいように「その他」として表記するものであり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長	国民年金課長 福田 俊一	国民年金課長 伊藤 雅章	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－④記録される項目－その妥当性	・個人番号、その他識別情報:個人を正確に特定するため ・4情報:個人特定において届出処理の際、住所確認、本人への連絡真正性を確認するため ・地方税関係等:日本年金機構が行う保険料免除の審査及び各種給付の審査のため	・個人番号、その他識別情報:個人を正確に特定するため ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報:個人特定において届出処理の際、住所確認、本人への連絡真正性を確認するため ・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報:日本年金機構が行う保険料免除の審査及び各種給付の審査のため	事後	表現を明確にしたもの
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－⑤保有開始日	平成29年5月31日までの間において政令で定める日	2017/4/1	事後	厚生労働省からの通知に基づく日付の変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手・使用－①入手元	[○] 評価実施機関内の他部署(生活福祉1課・生活福祉2課)	[○] 評価実施機関内の他部署(生活福祉1課・生活福祉2課、市民課)	事後	特定個人情報入手先の課名追加
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手・使用－⑥使用開始日	2017/5/31	2017/4/1	事後	厚生労働省からの通知に基づく日付の変更であり、重要な変更にあたらぬ。

平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ー4特定個人情報ファイルの取 扱いの委託ー委託事項1ー③ 再委託先名	株式会社JECC	株式会社アイネス	事後	入札による委託業者変更で、重 要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ー4特定個人情報ファイルの取 扱いの委託ー委託事項1ー④ 再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	委託業者変更により再委託が 不要となったため、重要な変更 には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ー4特定個人情報ファイルの取 扱いの委託ー委託事項1ー⑤ 再委託の許諾方法	リース受注者から再委託の理由、再委託先の名 称、代表者及び所在地、再委託する業務内容にお ける再委託の承認依頼を受け、許諾を判断してい る。	(記入不要)	事後	委託業者変更により再委託が 不要となったため、重要な変更 には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ー4特定個人情報ファイルの取 扱いの委託ー委託事項1ー⑥ 再委託事項	システムの保守委託	(記入不要)	事後	委託業者変更により再委託が 不要となったため、重要な変更 には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ー5特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)ー提供 先1ー①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2(第48、第50、 第86、第107、第117項)(法令上の情報照会者は 「厚生労働大臣」となっているが、日本年金機構が 厚生労働大臣から委任・委託を受け、公的年金に 係る一連の運営業務を担っていることから、実際 の提供先は日本年金機構となる)。	・国民年金法第3条第3項、第12条第4項、第10 9条の4、第109条の10 ・国民年金法施行令第1条の2 ・番号法第19条第7号 別表第二の48、50、8 6、107、117の項	事後	根拠となる法令を追加記載した ものであり、重要な変更には該 当しない
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策ー4特定個人情報 ファイルの取扱いの委託ー再委 託先による特定個人情報ファイ ルの適切な取扱いの担保	十分に行っている (具体的な方法) ・契約時に再委託先についても秘密保持契約を締 結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を条件としてい る。	再委託していない (具体的な方法) ー	事後	委託業者変更により再委託が 不要となったため、重要な変更 には該当しない
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策ー7特定個人情報 の保管・消去ー②過去3年以内 に、評価実施機関において、個 人情報に関する重大事故が發 生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載する もの。

平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	－	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	－	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I 関連情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	国民年金課長 伊藤 雅章	国民年金課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－③対象となる本人の範囲	国民年金システムに情報が記録されているもののうち、個人番号を有する者	・被保険者または受給権者及びその世帯員 ・過去に本市で住民登録をしていた被保険者または受給権者及びその世帯員であった者	事後	事務の見直しにより記載を修正したものであり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－④記録される項目－主な記録項目	[] 障害者福祉関係情報	[○] 障害者福祉関係情報	事後	事務の見直しにより記載を修正したものであり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－④記録される項目－その妥当性	・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報: 日本年金機構が行う保険料免除の審査及び各種給付の審査のため	・地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報: 日本年金機構が行う保険料免除の審査及び各種給付の審査のため	事後	事務の見直しにより記載を修正したものであり、重要な変更には該当しない。

平成30年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ー5特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)ー提供 先1ー①法令上の根拠	・国民年金法第3条第3項、第12条第4項、第109条の4、第109条の10 ・国民年金法施行令第1条の2 ・番号法第19条第7号 別表第二の48、50、86、107、117の項	・国民年金法第3条第3項、第109条の4、第109条の10 ・国民年金法施行令第1条の2 ・番号法第9条第1項 別表第1の31項、83項、95項	事後	根拠となる法令を見直したものであり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ー5特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)ー提供 先1ー⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民年金システムに情報が記録されているもののうち、個人番号を有する者	・被保険者または受給権者及びその世帯員 ・過去に本市で住民登録をしていた被保険者または受給権者及びその世帯員であった者	事後	事務の見直しにより記載を修正したものであり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ー5特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)ー提供 先1ー⑥提供方法	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	H30年3月から事務の実施方法で追加となったものであり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	Ⅲリスク対策ー2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)ー特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	社会保険オンラインシステムによる入手 年金記録の照会には原則的には資格異動等の対象者の基礎年金番号により照会するため、対象者の情報しか入手することはできない。 氏名による照会もシステム上は可能だが、市町村において氏名牽引照会を行った場合は、窓口装置を接続している年金事務所に氏名牽引処理結果リストが出力される。後日、市町村から回送する必要のある氏名牽引照会票と突合することにより、点検確認を行うこととしているため、対象者以外の情報入手は厳格に管理されている。	社会保険オンラインシステムによる入手 年金記録の照会には原則的には資格異動等の対象者の基礎年金番号により照会するため、対象者の情報しか入手することはできない。	事後	事務の見直しにより記載を修正したものであり、重要な変更には該当しない。

平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかーその内容	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。 ・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル 【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
--------------------	---	--	--	-----------	----------------------------

平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅳ開示請求、問合せ－特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
令和2年10月22日	Ⅴ評価実施－手続き①実施日	2015/11/4	2020/10/22	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない。

令和4年3月2日	I 基本情報－2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム－システム8 －①システムの名称	ねんきんネット	削除	事後	事務で使用しなくなったシステム に関する記載の削除であり、重 要な変更には該当しない。
令和4年3月2日	I 基本情報－2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム－システム8 －②システムの機能	日本年金機構とインターネット回線で通信し、国民 年金被保険者の資格取得・喪失といった被保険者 情報について基礎年金番号を用いて確認する。	削除	事後	事務で使用しなくなったシステム に関する記載の削除であり、重 要な変更には該当しない。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策－(1)住民基本台 帳ファイル～(3)送付先情報 ファイル－7特定個人情報の保 管・消去－⑨過去3年以内に、 評価実施機関において、個人情 報に関する重大事故が発生した か	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したため 記載を削除するもの。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策－(1)住民基本台 帳ファイル～(3)送付先情報 ファイル－7特定個人情報の保 管・消去－⑨過去3年以内に、 評価実施機関において、個人情 報に関する重大事故が発生した かーその内容	公営競技事務所において、選手の「賞金振込デー タ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の 振込データを、データ管理室でUSBメモリに保存。 クリアファイルに入れ別棟のある事務所に戻り、振 込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日 (月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないこ とに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、 対象選手のカナ氏名、振込金額など延べ1,457 名分(実人数352人分)	－	事後	事故発生から3年経過したため 記載を削除するもの。

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策－(1)住民基本台帳ファイル～(3)送付先情報ファイル～7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	－	事後	事故発生から3年経過したため記載を削除するもの。
令和5年3月1日	I 基本情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の内容	④国民年金手帳の再交付申請の受理	④基礎年金番号通知書の再交付申請の受理	事後	事務内容の変更により、記載を修正するもの。
令和5年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手・使用－①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(生活福祉1課・生活福祉2課、市民課)	[○]評価実施機関内の他部署(生活福祉1課・生活福祉2課、市民課、市民税課)	事後	評価書内の整合を図るため、記載を追加するもの。
令和5年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手・使用－②入手方法	[○]その他(社会保険オンラインシステム、ねんきんネット)	[○]その他(社会保険オンラインシステム)	事後	実態に合わせ、不要な記載を削除するもの。
令和5年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手・使用－⑤使用方法	1. 資格の得喪 国民年金第1号被保険者への資格加入届、喪失届、国民年金高齢任意加入届、国民年金国外任意加入届、辞退届、年金手帳の再交付申請の受付において使用する。 2. 保険料の減免 国民年金第1号被保険者の学生及び生活保護受給者かの判断、国民年金保険料の免除申請、若年者納付猶予申請、学生納付特例申請、法定免除申請の各受付にて使用する。	1. 資格の得喪 国民年金第1号被保険者への資格加入届、喪失届、国民年金高齢任意加入届、国民年金国外任意加入届、基礎年金番号通知書の再交付申請の受付において使用する。 2. 保険料の減免 国民年金第1号被保険者の学生及び生活保護受給者かの判断、国民年金保険料の免除申請、納付猶予申請、学生納付特例申請、法定免除申請の各受付にて使用する。	事後	実態に合わせ、記載を修正するもの。

令和5年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 －3特定個人情報の入手・使用 －⑤使用方法－情報の突合	・特定個人情報の正確性維持のために、住民記録システムから個人番号を連携すると共に、宛名番号による突合を行う。	・特定個人情報の正確性維持のために、住民記録情報から個人番号を連携すると共に、宛名番号による突合を行う。	事後	表現を明確にするため、修正するもの。
令和5年3月1日	Ⅲ リスク対策－5. 特定個人情報の提供・移転－リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク－その他の措置の内容	・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。	・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	Ⅳ 開示請求、問合せ－1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	Ⅳ 開示請求、問合せ－1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－③法令による特別の手続き	－	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和7年12月26日	Ⅰ 基本情報－1. 特定個人情報を取り扱う事務－②事務の内容	国民年金法に基づき、以下の事務を行う。	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を行う。	事後	実態に合わせ、記載を追加するもの。
令和7年12月26日	Ⅰ 基本情報－1. 特定個人情報を取り扱う事務－②事務の内容	(略)	(略) ⑨受理した届出等の日本年金機構への報告	事後	実態に合わせ、記載を追加するもの。
令和7年12月26日	Ⅰ 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム2－②システムの機能	(略)	(略) 10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能	事後	実態に合わせ、記載を追加するもの。
令和7年12月26日	Ⅰ 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム2－③他のシステムとの接続	[]その他 ()	[○]その他 (証明書コンビニ交付システム、中間サーバ)	事後	実態に合わせ、記載を追加するもの。

令和7年12月26日	I 基本情報-2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステムーシステム3 ー③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年12月26日	I 基本情報-2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステムーシステム4 ー①システムの名称	・団体内統合宛名システム(宛名システム等)	・団体内統合宛名システム	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 基本情報-2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステムーシステム4 ー③他のシステムとの接続	[○] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年12月26日	I 基本情報-2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステムーシステム5 ー①システムの名称	・税宛名管理システム	・住登外管理システム	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 基本情報-2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステムーシステム6 ー②システムの機能	課税資料及び課税内容にかかる各種データの照 会と証明書の即時発行を行う機能	課税資料及び課税内容にかかる各種データの照 会と証明書の即時発行(証明書コンビニ交付シス テムと連携し、課税証明書をコンビニで発行するこ とを含む。)を行う機能	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年12月26日	I 基本情報-2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステムーシステム6 ー③他のシステムとの接続	[○] その他 (収納管理システム)	[○] その他 (収納管理システム、証明書コンビ ニ交付システム)	事後	実態に合わせ、記載を追加する もの。

令和7年12月26日	I 基本情報－4. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）第9条第1項 ・別表第1の31項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表第1の83項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表第1の95項 年金生活者支給給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2・59条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 ・別表46項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表116項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表128項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2・59条	事後	番号法改正に伴う項ずれにかかる変更及び文言の修正をするもの
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－④使用の主体－使用部署	戸塚支所	東川口駅前行政センター	事後	組織改正に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報の入手・使用－委託の有無	【委託する】（1件）	【委託しない】（ ）件	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）－提供先①－①法令上の根拠	（略） ・番号法第9条第1項 別表第1の31項、83項、95項	（略） ・番号法第9条第1項 別表の46項、116項、128項	事後	番号法改正に伴う項ずれにかかる変更

令和7年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 -6. 特定個人情報の保管・消去 -保管場所	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	国民年金システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	国民年金システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

令和7年12月26日	Ⅲリスク対策-10. その他のリスク対策	—	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	国民年金システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年12月26日	V 評価実施手続－1. 基礎項目評価書－①実施日	2022/3/2	2025/9/5	事後	再実施を行ったため
令和8年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報－④ 記録される項目－その妥当性	・4情報、連絡先、その他住民票関係情報：個人特定において届出処理の際、住所確認、本人への連絡真正性を確認するため	・5情報、連絡先、その他住民票関係情報：個人特定において届出処理の際、住所確認、本人への連絡真正性を確認するため	事後	様式変更による項目名の変更